

**令和3年12月3日招集**

**令和3年 第8回(12月)**

**佐渡市議会定例会議案**

**佐 渡 市**

## 目 次

議案第123号	佐渡市行政組織条例の制定について	1
議案第124号	佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第125号	佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	8
議案第126号	公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）	10
議案第127号	財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）	11
議案第128号	財産の無償譲渡について（精神障がい者福祉センター）	12
議案第129号	佐渡市総合計画基本構想の策定について	13
議案第130号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	14
議案第131号	令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について	16
議案第132号	令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	16
議案第133号	令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について	16

議案第123号

佐渡市行政組織条例の制定について

佐渡市行政組織条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市行政組織条例

佐渡市行政組織条例(令和元年佐渡市条例第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる部を設けるものとする。

総務部

企画財政部

市民生活部

社会福祉部

地域振興部

農林水産部

観光振興部

建設部

(分掌事務)

第2条 前条に規定する部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務部

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 統計に関すること。
- (4) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (5) 行政改革に関すること。
- (6) 財産管理に関すること。
- (7) 情報管理に関すること。
- (8) 情報政策に関すること。
- (9) 防災及び防犯対策に関すること。
- (10) 交通安全対策に関すること。
- (11) 他の所管に属さない事項に関すること。

#### 企画財政部

- (1) 市行政の施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 秘書及び渉外に関する事。
- (3) 広報及び広聴に関する事。
- (4) 予算その他財政に関する事。
- (5) 工事の入札、契約及び検査に関する事。

#### 市民生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 人権啓発に関する事。
- (3) 国民健康保険に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。
- (6) 消費者行政に関する事。
- (7) 保健及び健康増進に関する事。
- (8) 地域医療に関する事。
- (9) 医療従事者確保に関する事。
- (10) 衛生に関する事。
- (11) 環境保全に関する事。
- (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。
- (13) 税に関する事。

#### 社会福祉部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 家庭相談に関する事。
- (3) 若者相談に関する事。
- (4) 子育て支援に関する事。
- (5) 高齢者福祉に関する事。
- (6) 介護保険に関する事。

#### 地域振興部

- (1) 地域振興に関する事。

- (2) UIターンの促進に関する事。
- (3) 企業誘致に関する事。
- (4) 商工業振興に関する事。

#### 農林水産部

- (1) 農業振興に関する事。
- (2) 林業振興に関する事。
- (3) 水産振興に関する事。
- (4) 生物多様性に関する事。

#### 観光振興部

- (1) 観光振興に関する事。
- (2) 世界遺産に関する事。
- (3) 地域交通に関する事。
- (4) 航路に関する事。
- (5) 空港に関する事。

#### 建設部

- (1) 道路及び橋梁に関する事。
- (2) 河川その他土木に関する事。
- (3) 公営住宅等に関する事。
- (4) 都市計画に関する事。
- (5) 公用及び公共施設の建築に関する事。
- (6) 公共用地の取得に関する事。
- (7) 公園緑地に関する事。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例)
- 2 佐渡市支所及び出張所設置条例(平成16年佐渡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表佐渡市役所佐和田行政サービスセンターの項の次に次

のように加える。

佐渡市役所金井地域センター	佐渡市千種232番地	合併前の金井町の区域
---------------	------------	------------

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

- 3 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第4等級別基準職務表ア行政職給料表等級別基準職務表中

「

5級	1 会計管理者 2 課長、事務局長又は支所長の職務 3 センター長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
6級	会計管理者、課長又は事務局長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務

」

を

「

5級	1 会計管理者 2 副部長 3 課長、事務局長又は支所長の職務 4 センター長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務
6級	1 部長 2 議会事務局長 3 会計管理者、副部長、課長又は事務局長で困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う職務

」

に改める。

議案第124号

佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五



佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年佐渡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の例外）

第5条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言い渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号

佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の  
制定について

佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次  
のとおり制定する。

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

佐渡市障害福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第126号

公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
トキ交流会館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
合同会社トキの会
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年12月3日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第127号

財産の無償譲渡について（心身障がい者福祉センター）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	面積（㎡）	
佐渡市相川栄町24番3	雑種地	575	

2 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積（㎡）	
心身障がい者福祉センター	佐渡市相川栄町24番地	木造かわらぶき平屋建	212	82

- 3 無償譲渡の相手方 佐渡市栗野江1810番地21  
社会福祉法人 しあわせ福社会  
理事長 佐藤 美恵子

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第128号

財産の無償譲渡について（精神障がい者福祉センター）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	面積（㎡）	
佐渡市相川栄町24番2	雑種地	426	
佐渡市相川下戸浜町72番3	雑種地	148	

2 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積（㎡）	
精神障がい者福祉センター	佐渡市相川栄町24番地	木造かわらぶき平屋建	234	35

- 3 無償譲渡の相手方 佐渡市新穂長畝910番地  
社会福祉法人 とき福祉会  
理事長 末武 正義

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第129号

佐渡市総合計画基本構想の策定について

佐渡市総合計画基本構想の策定について、佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年佐渡市条例第32号）第2条の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市総合計画基本構想別紙添付）

議案第130号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から阿賀北広域組合を脱退させ、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を共同処理する事務に加入させることに伴って、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和3年12月3日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五



## 新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、阿賀北広域組合」を削る。

別表第2の1の項中「、阿賀北広域組合」を削り、同表2の項及び3の項中「小千谷市」の次に「、加茂市」を、「新発田地域広域事務組合」の次に「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、「、阿賀北広域組合」を削り、同表4の項から6の項までの規定中「、阿賀北広域組合」を削る。

### 附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

- 議案第131号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第11号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第132号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ  
いて  
（予算書別紙添付）
- 議案第133号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について  
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

# 議案第131号

## 《令和3年度 佐渡市一般会計補正予算（第11号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止への対応に要する経費等を計上
- ・病院事業会計費（両津病院移転新築事業費等）に係る経費を計上
- ・佐渡ふるさと島づくり寄附金（ふるさと納税）に係る歳入・歳出所要額を計上
- ・令和3年度災害復旧支援資金等利子等補助金、公共工事の平準化等に係る債務負担行為を設定
- ・その他の経費については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止等に伴う経費の減額及び9月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

### 2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	48,999,396
補正額	29,237
累計予算額	49,028,633

### 3. 財源内訳

（単位：千円）

国庫支出金	△ 7,948
県支出金	3,014
寄附金	31,000
繰入金	△21,292
その他	24,463

### 4. 主な補正項目

（単位：千円）

#### 1) 感染拡大防止対策

（事業内容）

- |   |
|---|
| <p>①私立保育所支援費（新型コロナ対策）【子ども若者課】 補正額：1,671千円<br/>私立保育所等における感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費の他、感染防止用の備品購入費等への補助に要する経費を増額する。</p> <p>②【新規】放課後児童健全育成事業者補助事業（新型コロナ対策）【子ども若者課】 補正額：900千円<br/>放課後児童クラブにおいて感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費の他、感染防止用の備品購入費等に要する経費を補助する。</p> |
|---|

#### 2) 幼稚園費【子ども若者課】

補正額：744千円

（事業内容）

I C Tシステムの導入により、園児の登園状況等のスムーズかつ確実な情報伝達及び保護者へのお知らせ配信等によるペーパーレス化等、保護者の利便性向上等を図る。
--

### 3) 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業【地域振興課】

(事業内容)

<b>歳入</b>	
○ 佐渡ふるさと島づくり寄附金	補正額：30,000 千円
・ ふるさと納税の増（補正前 3 億 5 千万円、補正後 3 億 8 千万円）	
<b>歳出</b>	
○ 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業	補正額：15,000 千円
・ 実績見込みに伴う返礼品業務委託料等の増	

### 4) 病院事業会計費【両津病院】

補正額：11,957 千円

(事業内容)

両津病院移転新築事業費の変更等に伴う病院事業会計補助金を増額する。

### 5) 令和3年度災害復旧支援資金等利子等補助金（債務負担行為）【農業政策課】

(事業内容)

災害及び米価下落の影響を受けた農業者が農業経営の維持・安定等のため借入れする資金の保証料及び利子の一部を補助し、生産体制の維持等を図る。

・ 期 間：令和4年度～令和5年度      ・ 限度額：2,705 千円

### 6) 公共工事の平準化（債務負担行為）

(事業内容)

令和4年度実施予定の公共工事の一部について、前倒しして年度内に発注することにより、公共工事の平準化に取り組む。

・ 道路橋りょう改良舗装事業等      88,000千円【建設課】

・ 水産物供給基盤機能保全事業      61,400千円【農林水産課】

### 7) ごみ処理施設運営費（債務負担行為）【環境対策課】

(事業内容)

佐渡クリーンセンターの焼却残渣を令和4年度から島外搬出により資源化处理する。

・ 限度額：22,044 千円

議案第132号

《令和3年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・ 介護認定調査委託料の補正を計上
- ・ 第1号被保険者保険料還付金の補正を計上
- ・ 介護事業費補助金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,386,562
補正額	2,618
累計予算額	9,389,180

3 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	
・ 国庫補助金	1,575
繰入金	
・ 一般会計繰入金	710
・ 基金繰入金	333

4 補正項目

(単位：千円)

総務費	
・ 介護認定審査会費	補正額： 2,285
諸支出金	
・ 償還金及び還付加算金	補正額： 333

議案第 1 3 3 号

《令和 3 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 3 号）概要》

【令和 3 年度補正予算（第 3 号）】

- ・ 両津病院において医療機器の故障による補正増
- ・ 両津病院移転新築に要する経費に係る補正増

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,581,576	△129	1,581,447
支出	1,883,054	11,539	1,894,593
収支	△301,478	△11,668	△313,146

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,190,718	△129	1,190,589	390,858	0	390,858
支出	1,356,666	11,539	1,368,205	526,388	0	526,388
収支	△165,948	△11,668	△177,616	△135,530	0	△135,530

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	849,912	14,285	864,197
支出	727,876	7,285	735,161
収支	122,036	7,000	129,036

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	750,290	14,285	764,575	99,622	0	99,622
支出	718,254	7,285	725,539	9,622	0	9,622
収支	32,036	7,000	39,036	90,000	0	90,000

【両津病院】

[補正額]

- ・ 収益的収入 △129 千円
- ・ 収益的支出 11,539 千円
- ・ 資本的収入 14,285 千円
- ・ 資本的支出 7,285 千円

[主な内容]

- ・ 両津病院基本設計業務委託料に係る補正増
- ・ 高周波焼灼電源装置および画像診断ワークステーションの購入に係る補正増
- ・ さく井新設業務委託料に係る補正増

## 追加議案目次

議案第134号	令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について	1
---------	------------------------------	---



議案第134号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算(第3号)について  
(予算書別紙添付)

# 議案第134号

## 《令和3年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・入札による請負差額等の補正を計上
- ・井坪地内で確認された盛土の応急対策工事に伴う工事請負費等の補正を計上

### 2. 予算規模

・収益的収支				(単位：千円)	
収入	補正前の額	3,479,873	支出	補正前の額	3,440,535
	補正額	<u>△15,000</u>		補正額	<u>△15,000</u>
	累計予算額	3,464,873		累計予算額	3,425,535
・資本的収支					
収入	補正前の額	1,558,724	支出	補正前の額	2,269,743
	補正額	<u>15,000</u>		補正額	<u>15,000</u>
	累計予算額	1,573,724		累計予算額	2,284,743

### 3. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収入		
営業外収益		
・委託料の減に伴う一般会計補助金の減額		△15,000
○収益的支出		
営業費用		
・入札による請負差額に係る委託料の減額		△15,000
○資本的収入		
他会計補助金		
・工事請負費の増に伴う一般会計補助金の増額		15,000
○資本的支出		
建設改良費		
・井坪地内で確認された盛土の応急対策工事に伴う工事請負費の増額		15,000